

災害時における災害救援物資の調達等に関する協定

久喜市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、災害救援物資の調達等に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲から乙に対する救援物資の調達等の要請に関する手続き・事項等について定め、災害応急対策が円滑にすすめられることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害時等に物資の調達または一時避難施設およびインフラ復旧のための応援車両待機場等として用地の確保の必要が生じた場合、甲は乙に対し、物資の供給または用地の提供を要請することができるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が保有するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）生活・日用品等
- （4）家庭用医薬品
- （5）その他甲が指定する物資

（用地の提供）

第4条 甲が乙に提供を要請する用地の範囲は、乙の営業に支障のない範囲とする。

2 用地の提供期間は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は乙に対し、物資の供給または用地の提供を要請しようとするときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、甲に対し優先的かつ速やかに協力するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員または甲が指定する者を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、甲が指定した場所への運搬が困難であると乙が判断した場合、甲及び乙が協議の上指定地を変更することができる。

（費用の負担）

第8条 乙が甲に供給した物資に係る費用は、災害時等の直前における通常価格（引渡しまでの運賃も含む。）を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 乙が甲に提供した用地に係る費用は、無償とする。

(連絡体制等)

第9条 甲及び乙は災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、それぞれ連絡責任者を選任し、連絡体制、連絡方法等を書面により相手方に連絡しておくものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力中に知り得た帰宅困難者等の個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。協力が完了した場合も、また同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がないときは、この協定は期間満了の日からさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月10日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久 喜 市

久 喜 市 長

新潟県三条市上須頃445番地

乙 アークランドサカモト株式会社

代表取締役社長